

第5回 旧赤星鉄馬邸の利活用に関する有識者会議 議事要旨	
委託名	旧赤星鉄馬邸の利活用に関する有識者会議運営支援業務委託
日時	令和5年7月25日(火) 18:30～20:30
場所	武蔵野芸術劇場2階 小ホール
出席者(敬称略)	
委員	光田座長、内川副座長、阿部委員、吉清委員、大塚委員、藤本委員 ※深谷委員、塚本委員は欠席
事務局	武蔵野市資産活用課長 他3名

1. 開会

(1) 配布資料の確認

2. 議事

(1) 前回の振り返り(議事要旨の確認)

(座長)これまでの振り返り、議事要旨について事務局より説明をお願いします。

(事務局)資料1の議事要旨(案)をご覧ください。冒頭で、前回の振り返りをした後、(2)市民ワークショップの実績報告をし、感想や質問を含めて意見交換を行っていただきました。(3)一般公開ウィークの実績報告等として、鉄馬の孫からの聞き取り状況を含めて、情報共有をさせていただきました。(4)ですが、目指すべき将来像、保存・利活用に関する基本方針、具体的な利活用検討について、これまでの委員のご発言をカテゴライズし、2つのテーマ設定をしたうえで、各テーマに紐づくコンセプトと、保存・利活用に関する基本的方針について、事務局案のご説明をいたしました。最後に、(5)今後更に整理・検討すべき点についても、様々にご意見をいただきました。

(座長)議事要旨についてはこれで確定したいと思いますがいかがでしょうか。

(一同)同意

(座長)それでは(案)を削除し確定とします。

(2) 旧赤星邸の変遷に係る赤星鉄馬親族へのインタビュー

(座長)事務局より説明をお願いします。

(事務局)それでは、資料2をご覧ください。戦前と戦後の旧赤星邸を知っている貴重な方として、赤星鉄馬の長女 秋子の子(鉄馬の孫)から、追加インタビューを行いました。なお、第2回有識者会議にて、赤星鉄馬の親族の方々からの結果は報告しており、この方のご意見も含まれていますが、接收前の赤星邸に入った方は親族の方たちであっても、他にはいないため、改めてインタビューをお願いしたものです。2. 生い立ち等について、結婚してから25年間ほど離れたものの、生まれてから、また、平成27年にご自身で売却するまで、旧赤星邸の南側の敷地で暮らされたそうです。また、鉄馬の長女である母が結婚した際、新築した家を貰う話があったが、断ったと聞いたご記憶があるとのことなので、設計図に書かれた木造家屋は母のために建築する予定だったものかもしれないが、設計図記載の家は当初から存在しないとのことでした。南側の敷地の印象として、竹やぶの中にあり、大きな蔵もあったそうです。3. 建物の記憶について、空襲警報が鳴ると地下に入ったこと、1階の日本間は食事をする一家団欒の場所だったこと、まわり階段の壁に藤島武二の「天平の面影」という絵画が飾ってあったことがご記憶にあるそうです。特に、平面図上折り曲がっているところから建物東側の部分は、祖父(鉄馬)のスペースであるが、別世界で子どもがいけるような場所ではなく、ある日2階の書斎に入った時、鉄

馬に偶然会ったことがあり今も記憶に良く残っているそうです。また、今は礼拝棟の場所にあった現存しない北側木造の部分は女中部屋であり、鉄馬のスペースとはまた違った意味で、別世界であったそうです。建物の中から庭を眺めたときに、修室棟があることによって、昔の記憶とは違い自宅まで見通すことができないのが残念に思われていました。4. 庭の記憶について、接收前の2、3歳のときにはオーニングではなく藤棚となっていたようで、実際に私も写真を拝見させていただきました。庭の印象としては、広い芝生の庭と、2つのバンカー、2つの小山、そして周りに木が植わっているというのが子供時代の印象だそうです。接收後には噴水ができて、バンカーや小山がなくなり、平らな芝生に変わったそうです。接收時には、南側の自宅と旧赤星邸とを金網で隔てられ、柿の木や栗の木等も植わっていて、木でも分かれていたが、それ以外はないので見通しはよかったそうです。接收前はその金網が無い状態で、木によって分かれていたそうです。接收時の状況として、接收されたのは赤星邸のみであり、自分たちが住む南側は全く関係なかった。米軍は車回しがあるので五日市街道から出入りしていたと思う、とのことでした。資料3をご覧ください。インタビュー内容、設計図、市が保有する図面、過去のゼンリン地図を基に、変遷図を作成しました。一番左が、レーモンド設計事務所が保有する設計図に基づくもので、その右の図が、竣工後接收される前の赤星鉄馬が居住していた時代のものです。左から3番目の図が接收時の状況です。明確な接收範囲は不明ですが、現在の旧赤星邸の敷地とはほぼ一致している可能性が高く、また、赤星鉄馬の次男の娘の記憶によると、軍人がジープで出入りしていたとのことですので、五日市街道までの通路も接收範囲であったことが推測されます。一番右の図は修道女会に所有権が移った後の現状です。礼拝棟修室棟の増築、北側南側に居住していた赤星家も売却したため、マンションや分譲住宅地となっています。

(座長) 事務局から説明がありましたが、これについて確認したい点などございますか。

(A委員) 資料3の図面について、いつの図面にヒアリングを入れて構成したのか、その根拠を書いておいていただけるとよいと思います。

(副座長) 以前にもお話したのですが、文化財保護委員の稲葉先生が、修道女会時代の渡辺愛子さんから聞き取りをしたところによると、図面の柿の木や栗の木のある斜線が引いてあるところに東屋があったということでした。私ももう一度現地を確認しないと事実関係はわかりませんが、私と本学の文化財審議を担当する深澤と稲葉先生、そして事務局の方も含めて、現地をもう一度確認させていただければと思います。もしそういう遺構がありそうでしたら、現状をある程度精査したいと思っています。

(事務局) 東屋の話も含めて、来年度以降、専門性を持った追加調査が必要だと思っています。平成30年に市が初めてこの敷地の中に入った際には、修道女会時代に建てられた建屋が南側にある門の辺りに洗濯物等を干すような屋根とたたきがありました。また、敷地の南西の角の少し北側に倉庫が建てられておりました。どちらも、市に寄贈いただく際に撤去していただいた上で、土地を取得しております。このような撤去の経緯もありますので、東屋との関連性があるかもしれないと思っています。

(副座長) 茶室の存在についても少し話がありますがいかがですか。

(事務局) 初めて見せていただいた際には、既に無かったと記憶しております。

(座長) 藤島武二の絵はどこに行ったかはわからないのでしょうか。

(事務局) 親戚筋の話では、どこかの美術館に所蔵されているようだ、というお話だそうです。

(3) 耐震補強計画(案)について

(座長) 耐震補強計画についての資料で、いろいろな案が示されております。それについて事務局の方から説明をお願いします。

(事務局) それでは資料4をご覧ください。令和3年度に旧赤星邸の耐震診断をしたところ、一部補強が必

要であることが判明しました。今後、公共施設として開設するにあたっては、法令で定める基準の I_s 値 0.6 ではなく、本市が基準としている 1.25 倍の 0.75 を確保することが可能か、レーモンド設計事務所に耐震補強計画の検討をお願いしておりました。具体的な補強内容について、同席いただいているレーモンド設計事務所より、ご説明をしたいと思います。

(レーモンド設計事務所) A案、B案とも2階での耐震補強は必要ありません。またA案、B案共通として、1階中央部の日本間の四周にある柱の補強と、応接室の窓脇1ヶ所に構造スリットを設けます。A案とB案で分かれているのが、厨房の部分等での補強案になります。A案では、厨房両側の壁4ヶ所を解体し新しい壁を作り補強します。B案では、厨房両側の壁2ヶ所を解体し新しい壁を作ることと、あわせて浴室(現在は洗濯室)の既存の壁を増し打ちすることになります。耐震補強計画の主旨は、保存改修が想定される庭側の補強はなるべく目立たないようにし、厨房や浴室など利活用主体の改修が想定される部分で積極的に補強する方針としています。

(座長) ご意見ご質問等はございますか。

(A委員) A案とB案共通の部分は、ほぼ見た目に影響はないのでよいと思います。厨房の両サイドの窓については、中庭や厨房を今後どう使うかにもよりますが、例えば厨房から中庭を眺めることを、利活用時、あるいは価値的な部分も含めて想定すると、B案では窓が3分の2は残りますが、もっと言うとB案にあるその壁もなければ良いと思います。窓の幅や広がり、フランク・ロイド・ライトからの影響と考えると、建物の中から外をどう見るか、光をどう見るか、緑をどう見るかというところは、そのスケール感とか縦横比も含めて大事じゃないかと思います。そのあたりは、もう少し考えることができないかと思いました。

(座長) 厨房について、ご説明いただければと思います。

(事務局) オリジナルの設計では、厨房の開口部は横長の外に突き出すような連窓の窓だったようです。今の形状である引違窓は、修道女会時代が変わっています。横長方向いっぱい開口部があるので、光が入ってくる量が半分になるというのはご指摘のとおりだと思います。そのため、A案が施工上は一番合理的なのですが、開口部をより塞がないB案があります。浴室は、修道女会時代に内装が全て変わってしまっているので、影響はないと思っています。厨房の2カ所の壁に代わる、縦方向の壁でかつバランスの良い場所がないか、精査する必要があると考えますが、何かしら厨房周りで対応する必要があると思っています。

(A委員) 例えばコルビュジエのラ・ロッシュ邸などは、中に入ってみると、暗くて狭い廊下の向こうに光がポツと見えるとか、横に広い窓の向こうに緑が見えるとか、その明暗のコントラストがすごく印象的なのです。それからもう一点、サヴォア邸は、ちょっとしたコーナーや作業スペース的な凹みなど、そういう小細工が案外心地よかったりするので、難しいのは理解していますが、それをなんとかクリアできる方向も考えていけると良いと思っています。

(座長) X 方向は 0.94 ということで、この数値で大丈夫ということだと思うのですが、Y 方向の 0.86 と 0.82 でどれくらい優位の差があると考えればよろしいですか。

(事務局) 優位性は、ほとんど変わりはありません。0.86 や 0.82 というのは、市の防災上重要な施設に適用する 0.9(基準値 0.6 の 1.5 倍)に極めて近くなってきますので、耐震性能はかなり確保されることとなりますが、双方の数値自体はあまり大きな差はないと思っています。

(副座長) 今のお話を聞きしてみると、やはりこのAとBどちらかと言われるとBだと思います。そういう印象でお話を聞いていました。日本間の辺りについては、資料4を見ると補強部分が完全にブラインドされているので、これはそのままよいのではないのでしょうか。

(事務局) 資料4の後ろの2枚で、最初にお伝えした補強のところをピンク色で明記していますので、参考

にさせていただくと分かりやすいかと思います。

(4) 保存樹木の診断結果について

(座長) 前回、樹木医の診断をするという話がありましたので、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 資料5と参考資料1をご覧ください。資料5の左図は現状の樹木の位置をプロットしたもので、緑色に着色した丸が保存樹木となっており、この32本について樹木診断を行いました。結果については右のリストにてA、B1、B2、Cに分かれ、Cが最も悪く伐採の必要があります。結果としては、79番のクスノキ、111番のスダジイがCとなりました。B2(著しい被害が見られる)については、2本ありますが、定期的な剪定管理、診断を行う必要はありますが、緊急を要するものでは無いとの結果でした。

(座長) ご意見はございますでしょうか。

(E委員) B1の判定が結構多いなと思います。このB1は注意すべき被害が見られるという分類になっていますが、強剪定をして観察をずっと続けられれば持つという診断であるということによろしいでしょうか。もう一点、特に近隣の配慮や管理費と関連することと思いますが、大きな樹木の上部が強剪定によって上部が伐採されている印象が大半なのですけれど、それでもこのような診断結果なので、樹木は強いなという印象があります。また、今回のC判定のものは、やはり上部を強剪定した結果、そこから腐朽が始まりC判定になったように感じますので、今後管理するときには相当気を使わないといけなくなると思っています。今回は樹木を保存するための診断ですが、公園利用を考えると管理方法をかなり考えないといけないという印象があります。

(事務局) B1についてはある程度強剪定をした上で様子を見るべきものだという意見がついていますので、委員のおっしゃる通りだと思います。また、Cのスダジイについてもおっしゃる通り、近隣の影響を鑑みて上を切ってしまった結果、このような状態になっていると思っております。

(A委員) これは報告でしょうか。今の段階でどうするかという決断を下すものでしょうか。

(事務局) 現段階では、どうするかというものを決めるのではなく、今後公園の設え等を検討していく上で、まずは樹勢などの状態を調べるために診断をしましたので、その結果の報告になります。

(A委員) 樹木医の診断の結果が危ないということであれば、公園化するにあたっては安全性が大事ですので、その方向で考えるべきだと思います。ただ、ここにスダジイがあるということは何かしらの意図があると考えれば、少し大きめの樹木を新たに入れていく等ということもあってもいいと思いました。

(事務局) 事務局でも、このロータリーのスダジイはおそらくシンボリックに植えられたと思っていて、木がないとロータリーの意味合いとして、これまで車回しだったという歴史的な経緯も意味を持たなくなってしまっているのではないかと考えています。何かシンボリックな樹木を植えかえるということで、過去からの歴史、五日市街道からのアプローチがあったということは、しっかり伝えていくべきではないかという考えを持っています。

(D委員) もし先々、これだけかなり空洞化した木を危ないので切るということになった場合、ここでは移植した時期が全くわからないので樹齢は確認できるものなのではないでしょうか。

(A委員) どこまで空洞かにもよりますが、空洞になっていない断面があればそこで年輪を数えていけるのではないのでしょうか。農大には林学もありますから、そちらにお願いすることもできると思います

(5) これまでの検討事項と今後検討すべき点について

(座長) 事務局からご説明をお願いします。

(事務局) それでは、資料6をご覧ください。本有識者会議にて議論いただきたい内容を項目立てて整理し、これまでの議論内容と、今後議論が必要な項目を記載しています。7回目には、有識者会議の内容を一旦「案」として取りまとめ、最終回では、社会実験の実施結果も加味した内容で、最終形のご確

認をいただきたいと思っております。本日は大分類の「保存・復元及び利活用に関する基本的方針」の各項目を中心にご意見をいただき、次回は残されている管理運営の方針や財政負担の軽減の工夫を中心にご意見をいただきたいと思っています。

(6) 保存・復元と利活用のための整備の考え方について

(座長)資料7に関連して保存・復元、利活用のための整備の考え方について、まず事務局よりご説明をお願いします。

(事務局)それでは、資料7をご覧ください。今後の施設整備の考え方や方向性をまとめる上で、これまでのご意見を踏まえてゾーニングをし、意見交換のたたき台として作成したものです。まず建物ですが、5つのエリアに分けて整備の方向性を整理しています。大きな考え方として、本館は登録有形文化財であることから、復元を大原則に施設整備を行っていくことになると考えています。ただし、整備費用や利活用していくことを踏まえ、本館をさらに3つのエリアに分けて、施設整備の方向性を整理しました。

まず、緑色で囲んでいる鉄馬が暮らした本館の東側部分は、内装や造作家具、建具等の設えが素晴らしく、ほぼ改変されていないため、南側の開口部を優先的にオリジナルに復元するとともに、保存・展示等を前提としたエリアと整理しました。

ピンク色で囲んだ本館西側部分は、家族が生活したエリアで、こちらもオリジナルに復元することを前提としますが、整備費用や利活用を想定した改修がされるエリアと整理しました。特に、修道女会時代に増築等の改変がなされた2階のインナーバルコニー部や、屋上にあった庇や水盤等の設えについては、技術的、法的に復元が難しいことが想定されているため、今後調査を実施したうえで、費用面も含め、復元の可能性をさらに検討していく必要があると考えます。

紫色で囲んだ本館1階の北側エリアとして、キッチンや浴室は、修道女会時代に内装が改変され、また修室棟につながる廊下は増築された部分であるため、耐震補強やEV、トイレといった、今後の活用に向けて必要となる改修を行なえるエリアであると整理しました。

増築部ですが、黄色で囲んだ北側の礼拝棟エリアと、水色で囲んだ南側の修室棟エリアに分けています。黄色の礼拝棟エリアについては、竣工時にはこの部分に木造平屋建ての女中部屋などがありましたが、こちらは復元せずに、現在の建物を活用する前提で改修を行っていくという整理をしています。躯体を活かしつつ、管理部門や、集会室、活動スペースなどへの活用が想定できると考えます。

水色で囲んだ南側の修室棟エリアについては、眺望を阻害しないという視点では、建物の東側が障害となっています。この部分のみを減築することは、技術的には可能であると考えますが、西側部分のみを残した場合、本館とのつながりや既存の雁行した建物形状を踏まえると、活用上少し課題があるのではないかと感じています。また、庭での活動とのつながりを考えた時に、上下足の履き替えや、公園施設としての、休養施設や便益施設といった要素を取り入れる可能性を踏まえると、既存建物を解体し、新たに別棟で新築するといった事も想定できるのではないかと整理しました。

この有識者会議では、ご意見を一つに集約していただく必要はございませんので、複数の整備の方向性について、この後、様々にご議論いただきたいと考えています。

続きまして、庭や外構の整備の考え方案についてご説明をします。はじめに、敷地の南側に記載している駐車スペースです。バリアフリー対応や庭の維持管理等をする上で、最低限の駐車スペースを確保しようとする、道路と敷地の段差の関係や、既存の南側門扉の位置を踏まえると、このあたりが想定できるのではないかと整理したものです。また、駐輪スペースについては、庭や建物の眺望を阻害しないよう、礼拝棟の北側部分のスペースが活用できるのではないかと想定しました。

庭中央にある噴水については、GHQにより設置された事が分かっており、また、修道女会時代には

キリスト像の台座に改変されており、噴水としての機能は喪失している状態です。2つ有った噴水のうち、小さい方は既に敷地の東側に移設されていることから、今後、庭での活動上支障となることを想定して、活動に支障のない場所に移設する、といった選択肢が浮上します。しかし、移設するにも既にかかなりの範囲が壊れており、規模も大きいため、実際には移設というよりは、復元新設となることが想定されます。歴史的経過を踏まえると、復元の必要性は低いと考えるため、撤去するという方向性が考えられます。一方で、修道女会時代に貼ったと思われるタイルの下から、GHQ時代に貼ったと思われる昭和初期のタイルがところどころ見えているため、このタイルを重要視するご意見もあります。従って、撤去前に貴重なタイルは活かし取りをしたうえで、往時の写真などのアーカイブと共にタイルを展示するといった工夫をする事が考えられます。

最後に、既存塀については、これまで様々なご意見をいただいておりますので、今後、さらに検討を進めて行く事項として整理をいたしました。北側の門扉ですが、敷地分譲により、竣工時よりも間口が狭くなっていることから、オリジナルに復元する場合には、入口付近を全体的に改変していく必要があると考えます。また、施設開設後の顔となる部分であるため、門扉前のスペースの確保も含めてある程度手を加えていく必要があるのではないかと整理いたしました。

(座長) まずこのようなゾーニングをして考えること自体についてご意見はいかがでしょうか。

(副座長) このようなプランニングで基本的にはよろしいかと思えます。

(D委員) 本日、ご欠席された委員へ事前に事務局で少しヒアリングをしているようですが、この全体のプランに関してご意見はありませんでしたか。

(事務局) 本日より事前に欠席のご連絡をいただいたC委員は建築のご専門であるため、事前に少しご意見を伺いました。まず、この全体のゾーニングの考え方は、基本的な方針としては良いと思えますということで、特に異論はないということでした。

<緑: 主人の空間について>

(座長) まず、緑色の主人の空間について、これまでの議論をふまえ南側の開口部を優先的にオリジナルに戻し、利活用としては、展示やイベントとかで使うということに限定していきたい、というようなご説明でしたが、これについてのご質問ご意見はいかがでしょうか。

(A委員) その方向性はいいと思えます。そうであるとすれば表現の仕方として、凡例で「主人の空間→復元、展示」とありますが、リビングを使つての特別なイベントや有料の企画というような活用の仕方も考えると、いつでも使えるというものではなく、カッコ書きで利用・活用ぐらいいは書いておいたほうがいいのではと思いました。

(事務局) 表現の仕方は工夫したいと思えます。

(D委員) 後程報告があるワークショップの中では、日常利用とハレの日のような提案がある中で、例えば結婚式のようなイベントやコンサートのような、若い人にとってもずっと記憶に残るようなイベントというご意見もあったので、ここがそのように使えると記憶に残るのかなと思ったところです。

(副座長) 復元して利活用というのは、一番は外のテラスの部分はどうするかであり、オリジナルであるオーニングの写真を見ると素敵だなとは思えます。ちょっとしたカフェも想定できる訳ですけども、藤棚もよいのですが、藤はどのような感じで咲くのでしょうか。

(事務局) 満開になると、とても綺麗です。

(副座長) 食の話も前の会議では出ていましたけれども、やはり花というのは人を惹きつけます。どちらかというと、綺麗な状態が見られるようでしたらそれを残して、集客の一つのポイントとして利用するというのは、捨てがたいものがあると思えます。

(座長) 先ほどの樹木診断では藤はB1でしたでしょうか。

(事務局)おっしゃる通りB1です。

(E委員)復元というのは、赤星邸が竣工した時代という風に考えてよいですか。

(事務局)基本的には、レーモンドの設計図書をオリジナルと捉えて、その時点に復元するということを想定しています。

(E委員)分かりました。それは賛成です。

(F委員)レーモンドの設計であると一番感じられるというところは、説明にもありましたが、この主人の空間とテラスの部分なのでしょうか。

(事務局)特徴的なのは開口部のデザインだと思っています。その開口部によって、中と外の一体性というレーモンド建築の概念がまさに物理的に体現されていて、デザインされているところなので、開口部を復元することでレーモンドが目指した建築空間を再現しよう、ということが有識者会議でこれまで議論されてきました。その点で、オリジナルは藤棚ではなくオーニングであり、日本ではまだ外で食事をするという文化がない時代、テラス的な半屋外で食事をするという文化自体をレーモンドが持ち込んだという経緯があることから、今後公園の教養施設として整理した際のプログラムの一環として文化を知るといようなところを伝えていくコンテンツにもなるのではないかとといった議論が、第3回で議論された経緯がございます。

(F委員)ありがとうございます。その当時を経験できるというのは、他の施設と違うところで付加価値のある部分だと思いますので、先ほどお話ありましたようにハレの空間ということにもつながるので、ここに力を入れたほうがいいのではと思いました。

(A委員)藤についてはすごく悩ましいところです。設計した当時の状態はオーニングだったということからすると、そのスタイルがオリジナルなので、文化も含めて考えると、藤棚ではなくてオーニングで、庭側から見たときのファサードが白いところに窓のラインが横に入っていて、それが一つの大事なデザインではないかということからすると、藤棚ではないほうがよいのではと思います。藤棚については移植が可能で、完全にあの状態というのは厳しいかもしれませんが、蔓が張っている状態でも移植が可能というのは老舗造園家が言っていました。実際、足柄フラワーパークなどではそういう技術を使ってやっているということもありますので、例えば、撤去する建物あたりで隣地との関係からそれで目隠しにするなどできるかもしれません。だからその折り合いをどこでどうつけていくかというのは、まだもう少し議論したほうがいいのかという気がしました。

(座長)この会議で結論を出す必要はないので、両論併記でも構わないと思っております。

(E委員)藤棚の話は先生がおっしゃった通りで、なかなか難しいという印象で、何を優先するかということになると思います。建物についてはさきほどあったように竣工時の復元ということであれば、外も中もうまく復元できて見せられればよいなと思います。

(座長)これに関してC委員からは何かありましたか。

(事務局)ここについては、C委員の方から特にご意見はございませんでした。

(副座長)復元ということで、建物の構造的なところを復元するというのはもちろん重要ですが、家具調度品について、写真等いろいろ残っているものはきっちりリストアップして、新たに古めかしく作ったり、リメイクしたり、状況や環境に合わせていくようなことが必要になってくると思います。その調度品のリストも並行して作ればと思います。

(事務局)造作家具については残されておりますが、移動できる家具は軒並み紛失してしまっています。写真等で分かる範囲で、ある程度複製することは可能と思いますが、材料自身がカリフォルニアから赤セコイアの大木を1本輸入してきてそれを製材にして使っており、それはもう手に入らないので、復元することは難しいと考えます。一般公開時も、壊れたら復旧するための材料が取り寄せられないので

家具の取り扱いには注意しており、そういう意味では、同じ設えで移動式の家具を作るというのはできないと思いますが、似せた形で復元を目指すということではできると思います。

<ピンク:家族の空間について>

(座長) インナーバルコニーの復元については、どう利活用するかという問題とも関係すると思いますので、事務局からご説明をお願いします。

(事務局) C委員からはインナーバルコニーを復元した方がよいのではというお話でした。この部分の庇は、玄関の丸穴がついている庇と同じものだったのですが、それが改修のときにどの程度残されているか、そのまま残した上で改修していれば、仕上げを取ればこれが出てくるのですけれども、撤去されて新しくコンクリートが打たれているという場合、この部分を復元するのが法律的に少し難しくなります。建築基準法が施行されるより前の建物ですので、新しい構造体をつけようとする、今の法律が構造上適用されてしまいます。そのため、当時の構造躯体に影響を及ぼさないような施工をしなければならなりません。インナーバルコニーにしようとする、そういう接続部から室内などに雨水が漏れてしまうなどのリスクもあり、庇の躯体が残っているかどうかによって、この空間の復元が可能かどうかということになります。来年度調査し、ぜひ復元したいと事務局では思っておりますが、技術的にも法的にも少し難しいので、ペンディングという状態にさせていただきたいと考えます。

<紫:サービス空間について>

(座長) 修道女会時代に改変をされているということで、いろいろと改修をしてはどうかという説明が事務局の方からありました。ご意見はいかがですか。

(A委員) どういう活用かにもよるとは思いますが、先ほどお話したような内装の雰囲気というのは大事だと思うので、それを大事にしながら改修して活用がよいのではないかと印象です。

(D委員) この有識者会議では、結論を出すというよりは、来年度以降の保存活用計画策定委員会で決定していく論点に対してご意見をいただくということになっています。ワークショップでも意見がありましたが、ちょっとしたカフェでお茶を出すなどした時に、このキッチンを改修して使うのか、それとも礼拝棟のスペース等を使うのか、またキッチンに最低限の機能を持たせるとしたら、今風のものを入れるのかなど、そのあたりのご意見がいただければと思ったところです。

(A委員) そういった意味では、当時テラスでの西洋の暮らし方のようなものがあったことからすると、料理すること自体の楽しみなども多分あったのではと思います。配膳のところに縦長の明かり取りがあるなど、改修という表現も、当時のオリジナリティを大事にしながらの改修のような方向性が示されておいてもよいのではという気はしました。

(座長) キッチンから、主人の空間であるダイニングなどへ料理を持っていくときのワクワクした感じなど、そういうのもあったのではないかと感じました。

(E委員) 少し反対の意見かもしれませんが、サービス空間のところにオリジナルの建物部分は含まれるのでしょうか。中央のところは耐震補強が必要かもしれませんが、オリジナルの部分が含まれるのであれば、活用メインというよりは、活用は例えば黄色の礼拝棟のところを改修し、この部分はオリジナルを意識し活用する、中間的な使い方もあるのではないかと思います。

(事務局) 両方あり得ると思っています。キッチンの周りの壁、柱といった躯体、これは当時のままです。ただし、内装は修道女会時代に全部改変されているので、当時のものはほぼない状態となっています。また、中庭と浴室の間にある廊下は増築されたもので、中庭を取り囲んでいる北側の塀の一部は当時の中庭を囲んでいた壁が残っていますが、それ以外は新しく作られた壁となっています。浴室と洗面室の部分についても、今は全て洗濯室になっています。このように構造躯体は部分的には当時のものですが、中身は修道女会時代に改変されています。これらを踏まえると、躯体は残しながらも、例えば

中庭にエレベーターを設ける、キッチンも今後の活用に向けて新しい設備を投入する、また浴室は場合によってはトイレを設置する等、バックヤードのような部分も今後建物を使っていく上で必要な部分ですので、そのあたりが可能だと思っています。C委員からは、中庭にエレベーターを設置する案については、その目立たない場所なのでちょうどよいと思います、というお話をいただいています。

(副座長) キッチンの内装を復元するに当たっては、オリジナルの状況というのは分かっているのでしょうか。図面だけではなく写真などはどうですか。

(事務局) 設計図書の様子が残っています。竣工時の写真も一部残っています。

(副座長) 当然生活空間にはキッチンというのが付きものですので、そこは活用する場所ではなく見せる場所として、オリジナルに戻す空間になるのではないのでしょうか。本質的にはお湯を沸かすなどの機能は、礼拝棟の方に持っていくという形が間違いないのではと思います。

(座長) サービス空間を活用のために改修しようという意見と、その機能は黄色のエリアの方に持っていき、ここも復元の要素をもっと強めたらどうかという意見と、双方あると整理してはどうかと思います。

<黄色:礼拝棟について>

(座長) 礼拝棟について、これを復元するのであれば女中部屋になるのですが、それは全く残っていませんので、オリジナルには戻さずに活用しようというのが事務局案でした。これに関してのご質問ご意見はいかがですか。事務局では、活用するとしたらどのようなお考えでしょうか。

(事務局) ここは管理部門または活動の場のようなものに転用できると考えています。

(D委員) 基本的にはその通りだと思います。前段の確認にはなりますが、基本的にこの修道女会の部分はある程度改修をしないと全体の活用は難しいと思うので、一定の改修をすることになると思うのですが、その際に、当然修道女会として使われてきた歴史がありますので、そういうところをしっかりアーカイブとして残しておく必要はあると思います。もう一点、基本的に1階でしか本館とつながっていないので、先ほどのエレベーターはこちらにつけても意味がなく、全てをここに持ってくることもできないと思います。最終的には予算を含めてどこまでできるかということになると考えます。

<水色:修室棟について>

(座長) 水色の修室棟ですが、これまでもいろいろ議論されましたし、先ほどのビューポイントも関係してきますので、その点もいかがでしょうか。

(A委員) これは原案通りでいいのではないかと思います。特に庭から見たとき、またピンクの部分から見たときを考えると、後から付けたということも勘案すれば、事務局からの提案でよろしいのではないかと印象です。

(副座長) 全く事務局案でよろしいかと思います。改修すると考えると、やはり礼拝棟の方を少し展示スペースやインフォメーション、ワークショップスペース、そのような機能をここに凝縮した方がいいと思うので、礼拝棟を改修することはよいと思います。

(事務局) この部分については、C委員に重点的にご意見を頂戴したところであり、いくつか質問を頂きました。まず1点目、この既存の建物について確認申請などの状況はどうか、現在の法律との関係性はいかがでしょうか、というご質問をいただきました。まず赤星邸本体については昭和9年竣工ですので、建築基準法施行前になります。また、竣工図や確認済証といった書面も残っていません。しかし、黄色の部分と水色の部分を増築した際に、検査済証まで取得しておりますので、赤星邸自体は既存不適格という扱いとなります。ただし、この本体に構造的に影響を与えてしまうと、今の法律が適用されてしまうので、注意が必要になってくるということになります。2点目に、マイナーなところを直すのにメジャーな部分まで手を入れなきゃいけないということだと大変なので、あらかじめ法的な整理は必要だというご意見をいただきました。その点で、福祉のまちづくり条例やバリアフリー条例、そういったバリアフリ

一対応について遡及が必要になってくると思うので、あらかじめ整理し、伝えておいたほうがいいのではないのでしょうか、ということでした。増築をすれば建物としては東京都のバリアフリー条例が該当しますので、車イス対応駐車場や車イストイレ、またエレベーターの設置などが必要になります。また、敷地が公園になるとすると、福祉のまちづくり条例がかかってきますので、駐車場の整備や駐車場と建物をつなぐ園路の整備も必要になります。このような状況を踏まえて、次に述べるご意見をC委員よりいただきました。修室棟をリノベーションして対応するというのはなかなか難しく、新築することでこの建物の使い方をアップデートするために必要なものを整備する方が説得力があるのではないかと。赤星鉄馬の邸宅というものが基本にあり、その後のGHQや修道女会まで、その大きな目的や用途が変わるときに、何か建物の設えに付加されるという形で変わってきたということを踏まえると、今回の文化財と都市公園にするといったことに対しても、それに見合った必要な施設が新しくできていいのではないかと思います。そのような中で、木造平屋などの軽いもの、この環境に負荷をかけるものではなく、庭の東屋の延長のようなものであれば、あまり全体の輪を乱すこともないので、この辺りにそういったものを新築するという考えはいいと思います。以上のご意見をいただいたところです。

<庭、外構について>

(座長)これについてはいかがでしょうか。

(A委員)配置のサイトプラン的にはこの内容かと思います。駐車場を確保するために、この中の樹木を全て伐採することはないと思いますので、樹木の下を使って駐車スペースを確保するという理解ですが、そういうスタンスで詰めていかれるのであれば、この計画でよいのではと思います。

(E委員)駐車場が何台必要かにもよりますが、建物の北側にロータリーがあって、このスタジアムが例えば伐採しなければならぬということになり、門扉をオリジナルの広さにするというのであれば、この玄関前広場・集合場所というところに身体障害者対応の駐車スペースがあったほうが、より庭を削らなくて済むのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局)おっしゃる通り、北側に駐車スペースを設けるという案はあり得ますが、先ほどのロータリーを残す議論にも関わってくると思います。車寄せだったサークルを潰してしまうのであれば、転回スペースが確保できますので、駐車場を設けることは可能だと思います。ただし、歴史的背景も含めてロータリーを残すということになった場合には、駐車場を入れて転回スペースもとるとするのは難しく、また現状では玄関脇に植栽があり、平面図だと少し余裕があるように見えるのですが実際はとても狭く、ここに植栽と駐車スペースを確保して奥に車を入れるというのは難しいと考えています。もう一点、玄関へのアプローチをどう持ってくるかということです。ここに駐車場があれば玄関まではそれほど段差がなく、スロープで擦り付けなくて済むので、ここに車イス用駐車場を設けるのは、玄関までのアプローチを考える上ではとても有効だと思っていますが、敷地の形状が少し狭くなっているのと、そのロータリーを残すのか残さないのかによって計画が分かれます。案の一つとしてはあり得ると思います。

(E委員)可能性があるということで理解しました。樹木をいじめるということ言うと、南に設けたほうが影響はあると思います。バリアフリー経路も、園路として設けると1.5メートルから2メートル幅の固い舗装路になりますので、それよりは北側に設けた方がよいのではないかと思います。

(副座長)パーキングからのアプローチが右側の赤い点線になるわけですが、そこはやはり舗装しなければいけないと思うのです。そうすると、木の下が目障りになってしまいます。道を挟んで反対側にコインパーキングがありますが、それを契約で借り上げて利用させてもらおうと、庭もいじめなくてよし、アプローチとしては半分くらいの距離で玄関に到達できると思います。自由な発想でいうと、そういうこともあるのではないかと思います。

(事務局)コインパーキングを借りあげ、一般駐車場や荷捌き用であれば可能だと思います。ただし、車イス

ス用に必要な経路を確保しようとしたときに段差の問題があり、道路とメインの玄関との間の高低差が70～80センチ程度あるので、1/20の勾配で擦り付けられないといけないとなると、とても長いスロープが必要になってきます。入り口のあたりにスロープを擦り付けると、今度は車が入れないということになって非常に難しい。そのため、南側の遠いところから緩い勾配で擦り付けて、あまりスロープが支障にならないような状態で、建物のほうまで持っていくというのがいいのではないかなという整理をしました。そうすると、南側の敷地内に駐車場を設けるとするのは有効かと思っています。

(座長)次に噴水について、こちらについてはいかがですか。

(A委員)私は事務局案でよいのではと思います。

(副座長)撤去でよろしいかと思っています。

(座長)次は塀の扱いと北側の木のことについてです。C委員から何かありましたか。

(事務局)少し前後してしまいますが、噴水の話にまつわって、花壇にもC委員が言及されております。敷地の中央に、丸石で囲っていて一部花壇になっているところがありますが、ここについては、芝生の広がりがあるって周りに樹木があるということが一番心地いい空間だとすると、この2つは撤去してもいいと思いますという話がありました。その昭和初期のタイルについては、保存というのは良い考えだと思うので、展示するのか、例えば新しい公園施設を作るのであれば、その内装に一部タイルを使うというような復元のあり方も考えてもいいかもしれません、という話がありました。

(座長)塀については、前回委員の中でも意見が分かれたところだと思います。このままいくと両論併記ということになると思いますが、今日のところでこの点はいかがでしょう。

(A委員)道路境界から少しだけセットバックしているということは、セットバックしている部分はこちらの敷地ということですね。

(事務局)その通りです。

(A委員)前回、副座長からあったように、塀自体のオリジナリティは大事にした方がよいと私も思っております。その時に、中が見えるようにできないのか、塀を痛めないで見せるということを考えると、セットバックしている部分の設えが当時のままかどうかというのにもなっています。例えば、一人分の幅があるので、そこだけ30センチ程度上げて、大人目線でちょうど目の高さで中が見えるように歩道的にする。それも一つのアイデアとしてよいのではと思いました。ただ、そうすると塀の下部分が埋まってしまう、オリジナリティじゃなくなってしまうという部分もあるのですが、案の一つとしてどうでしょうか。

<その他について>

(座長)今後検討すべきところなど何かご提案とかありましたらいかがでしょうか？

(A委員)これはどちらかというと建物中心のゾーニングで、オープンスペース系のゾーニングや樹木の扱い方なども含めたものがもう一枚あってもいいのではと思いました。もう一点、図面に赤い点線で書いているのが、公園施設を新設する部分だと思うのですが、ここに新設するのがいいのかどうか。ここに新設しなければいけない機能があるとすれば、それは黄色の方にうまく入れていくことができないかどうか。いずれにしても、黄色と水色と赤の点線の部分の兼ね合いというのは、今後もう少し検討していく余地があるという気がしました。

(事務局)先ほどのE委員のご意見にもつながる部分なのですが、C委員から今後の検討事項の要素として、次に述べるご意見をいただいています。階段室の円筒と庇の構成がこの建物の価値なので、北側から入っていくというのが本来の動線だと思う一方で、バリアフリーを考えて南側からアプローチをすると圧倒的に見せ方が変わります。これまでは北の暗いところから入り、広いところで庭が初めて見える、またはリビングに入って初めて明るい庭が見えるという状態だった動線が、南側からのアプローチになると、入っていきなりきれいな庭が見えるということになります。この建物の見せ方自体が変わる可能性

がある場合にはメインの入り口の位置についても、南側からのアプローチを考えると、そういったことの検討も必要ではないか、とご意見をいただいております。

(7) ワークショップ結果を踏まえた利活用に資する基本的な機能について

(座長)事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)それでは、資料8をご覧ください。7月9日に実施し、31名の参加がありました。市からの情報提供の後、前回挙げた利活用アイデアのふりかえりを行った後、グループワークを行い発表しました。3の内容として、(2)グループワークでは、(1)の情報提供を踏まえて、今までの論点と今後の方向性の確認し、前回出した利活用アイデアについて振り返りを行ってうえで、さらにブラッシュアップしました。最後の発表では、各班の発表に対するメッセージをお互いに付箋に書きあて、それぞれの班の模造紙に貼る、ということを行いました。次ページ以降は、各班が発表した模造紙の写真と、枠の中のテキストは、補足として各班の発表内容やキーワードを掲載しています。今後、これらのアイデアをもとに、公募市民によるスタッフで企画会議を行って、社会実験のプログラムを練っていき、11月と2月に社会実験を行う予定です。

(D委員)方向性としては、前回のワークショップでは将来的なイメージが強い形でしたので、最終回に向けては、ファシリテーターの方に、社会実験につなげたいのでまとめてくださいとお願いし、こういう形になりました。実際に試せそうなものは出していただいたので、現在社会実験に携わっていただく方を募集しているところですが、かなり皆さん意識されているのは、騒音測定など近隣の方の反応をみるとか、どんなことならできるのかとか、そういったところはしっかり確認しながら、理解を得ながらやりたい、という内容ですので、使えるものとして十分エッセンスは出てきたのではと思っています。

(A委員)今回の報告も同じスタイルになると思いますが、年齢層や属性、つまり地域の方々なのか、外部の方なのか、また学生だとか、そういったところも書いてあると、こういう人たちが来ているのであれば行ってみようかなということにもなるのではないのでしょうか。それから、プログラムはいろいろあり、これから整理していくと思いますが、実際行うときに直営なのか、指定管理なのか、協議会なのか、財団なのか、というところは今後考えていかなければいけないと考えます。財源なども含めて、ここの意義をちゃんと理解しつつ、継続性と柔軟性を持ってやっていかなければいけない、運営のあり方も考えていかなければいけない、地域の方々もすごく大事だと思いますが、その一方で排他的にならないようにすることも大事であると、ワークショップのご報告を聞いて思いました。

(F委員)こちらの意見を見ますと、いろいろな思いというかニーズがあるところなので、ぜひとも一つでも多く実現化されればいいかなと思っています。

(副座長)資料を見せていただいて、楽しみとか憩いの場という一方で、アミューズメント性を求める要望が多い印象です。またレーモンド、赤星邸のことについてもしっかりと要望になっているところが重要だと思いますので、かなりの方々はその重要性を認識されているという印象を持ちました。

3. その他

(座長)その他の項目について、事務局よりお願いします。

(事務局)次回、第6回目の有識者会議は10月2日 18:30 から武蔵野市商工会館市民会議室となります。

4. 閉会

(座長)それではこれで第5回旧赤星鉄馬邸の利活用に関する有識者会議を閉会いたします。

以上